

インボイス制度講習会

～制度の概要と手続き～

令和5年10月からインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

本制度は、現在消費税の申告義務のない事業者（免税事業者）にも関係する場合があります。制度の概要と手続きを学ぶ講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

なお、講習会終了後、インボイス登録申請の受付も行います。

- ◇日 時 令和4年11月21日（月） 18:30～19:30
- ◇場 所 下松商工会議所 2階大会議室 下松市新川2丁目1番38号
- ◇講 師 徳山税務署 担当官
- ◇定 員 20人（申込順）
- ◇受 講 料 無料
- ◇申 込 電話またはFAXにてお申込みください。 TEL：0833-41-1070
- ◇登録申請 登録申請をする方は、下記をご持参ください。
- ・電子申請…マイナンバーカード、スマートフォン
利用者識別番号・暗証番号
- ※当日、電子申請は個人事業者のみ可能、法人は書面申請のみとなります。
- ・書面申請…マイナンバーカード または 番号確認書類＋身元確認書類
- ◇そ の 他 コロナウイルス感染対策を行ったうえで実施します。
当日はマスクの着用、消毒、検温をお願いします。
体調不良、咳、発熱（37.5度以上）の症状がある場合の参加はお控えください。

インボイス制度講習会 申込書

下松青色申告会事務局（下松商工会議所内）行

FAX：0833-44-2022

事業所名		T E L	
所在地		業 種	
受講者名		従業員数	人

※受講者情報（法人名又は個人名等）を徳山税務署へ提出可能かどうかをお尋ねします。
どちらかに☑をお願いします。

提出可

提出不可